

33. 鋼船規則 H 編及び内陸水路航行船規則並びに関連検査要領における改正点の解説 (回転機の試験)

1. はじめに

2024 年 6 月 27 日付一部改正により改正されている鋼船規則 H 編及び内陸水路航行船規則並びに関連検査要領中、回転機の試験に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は 2024 年 6 月 27 日から適用されている。

2. 改正の背景

IACS 統一規則 E13(Rev.3)では、回転機の試験について規定されており、本会は既に当該規則を本会規則に取り入れている。

2022 年 5 月に IACS 統一規則 E13(Rev.3) (Corr.1)が採択され、回転機の温度上昇試験での基準値(温度上昇の上限値)は、IEC60034-1:2017 の関連する表を参照することになった。IEC60034-1:2017 での温度上昇試験の基準値は、回転機の冷却方式によって異なる一方で、本会規則においては、この冷却方式によって、温度上昇試験の基準値は異なる。これにより、IACS 統一規則 E13(Rev.3) (Corr.1)との整合性を持たせるため、温度上昇試験の基準値を冷却方式によって分ける必要性が生じていた。

このため、IACS 統一規則 E13(Rev.3) (Corr.1)に基づき、関連規定を改めた。

また、回転機の製造工場等での試験における規定に関して、2 台目以降の試験省略に関する表との整合性等について見直しを行った。

3. 改正の内容

主な改正内容は以下のとおりである。

- (1) 鋼船規則 H 編の表 H2.3 は、一般的に船舶に用いられる間接空気冷却式回転機に対する温度上昇限度を規定している。IACS 統一規則 E13(Rev.3) (Corr.1) 4.5 をもとに、陸上施設等で用いられている関節水素冷却式回転機及び直接冷却式回転機に対する温度上昇限度は国際規格を参照するよう表 H2.3 備考(3)を設けた。
- (2) 表 H2.6 に記載される順番と整合させるよう、鋼船規則 H 編 2.4.15 に規定される回転機の製造工場等における試験要件及び 2 台目以降の試験省略に関する規定の記載順序を改めた。鋼船規則 H 編 2.4.15(11)、IACS 統一規則 E13(Rev.3) (Corr.1) 4.11 で参照される保護等級に関する規格を明記した。
- (3) 内陸水路航行船規則及び関連検査要領に規定される回転機の試験に関する同様の要件についても、上記(1)及び(2)と同様の改正を行った。